

第2期埼玉支部データヘルス計画の実施状況について (計画年度平成30年度～令和5年度)

第2期データヘルス計画(概要)

実施期間平成30年度～令和5年度

健康課題	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診率が他支部と比較して極めて低い。 ・入院外の医療費で高血圧性疾患と糖尿病が上位1・2位であり、その比率が全国を上回っている。 ・虚血性心疾患による死亡率が全国と比較して高い。 ・加入事業所数が多いため、事業所と連携した健康づくりが必要。
------	--

上位目標 【重大な疾患の発症を防ぐ】 (10年以上経過後に達する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者に占める人工透析患者数を0.1%以下にする。(平成28年度)0.115%⇒0.1% (参考:人数ベース)【平成28年度】加入者数1,274,547人 0.115%→透析患者数1,469人、0.1%→透析患者数1,275人(▲194人)
---	---

中位目標 【検査値等が改善する】 (6年後に達成する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診者における血圧・血糖の受療勧奨対象者の割合について、平成28年度数値を1割減らす。 (健診受診者に対する一次勧奨対象者数の割合)4.1%⇒3.7% ・入院医療費に占める虚血性心疾患にかかる医療費の割合を、そのシェアが大きくなる50歳以上層において、平成28年度数値を1割減らす。 50-59歳6.4%⇒5.8%60-69歳6.5%⇒5.9%70歳以上8.1%⇒7.3%
---	--

令和5年度目標

下位目標		健診受診率の向上		下位目標		特定保健指導実施率の向上		下位目標		糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進		下位目標		健康経営(コラボヘルス)の推進	
1	事業者健診データ取得率を18.0	22%	にする。	4	特定保健指導実施率を35%にする。	5	受療勧奨対象者の受療勧奨後3か月以内の受療率を13.1	20%	にする。	8	健康優良企業認定件数500社にする。	6	糖尿病性腎症重症化予防プログラム参加者を人工透析に移行させない。	7	生活習慣病予防健診受診者における二次勧奨該当割合を1.4%にする。
2	特定健診受診率(被扶養者)を29.3	43%	にする。			50-59歳6.4%⇒5.8%60-69歳6.5%⇒5.9%70歳以上8.1%⇒7.3%									
3	生活習慣病予防健診受診率を53.8	50%	にする。												

下位目標実施状況

事業名	下位目標 (アウトカム 評価) 令和4年度	概要	具体策の主な実施状況	実施件数	アウトカム	実施予定の施策
	生活習慣病予防健診受診率を50%にする。 (被保険者)	生活習慣病予防健診実施契約機関数の拡大や健診推進費の活用等により、受診者の受け入れ人数の拡大と、加入者の利便性の向上を図る。 また、新規加入事業所への文書による受診勧奨の働きかけを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導カルテから事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診を促進する。 ・協会けんぽ主催の健診や健診推進インセンティブの活用により受診を促進する。 ・新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。 ・新規健診機関の拡大を図るとともに、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診を利用されていない加入者数4~7人の小規模事業所へ受診勧奨文書を発送。 ・新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への受診勧奨文書を送付。 ・新規健診実施機関をホームページを通じて公募。 ・既存健診実施機関への実地調査において、受診者数増加のためのヒアリングを実施。 ・健診推進インセンティブを活用した協会けんぽ主催の日曜健診を令和5年2~3月(2/26, 3/5, 3/12, 3/19)に実施。 	生活習慣病予防健診受診件数 <参考> 224,043件 (令和5年1月末現在) 受診率37.6% 生活習慣病予防健診の実施者数については、全健診機関において健診結果データの点検を行った影響で請求に遅れが生じているため、実際の実施数が反映できていない。	<令和5年度> 生活習慣病予防健診自己負担額の軽減を好機とし、周知広報を強化し拡大を図る。 協会けんぽ主催の健診や健診推進インセンティブの活用により受診を促進する。
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	事業者健診データ取得率を22%にする。	事業所規模に応じた勧奨や自治体・関係団体等と連携した同意書提出勧奨を行う。 データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨や同意書提出済事業所に対するフォローを行い、確実にデータを取得する。健診推進費を活用してデータの早期提供を促進する。	[大規模事業所] ・支部職員による電話及び訪問により健康経営と併せた勧奨を推進する。 [中規模事業所] ・専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。 ・データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。 ・データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の確認を実施し、確実にデータ取得を行う。	【大規模事業所】 63事業所へ埼玉県及び埼玉労働局との連名で勧奨文書を発送し、支部職員による電話、訪問勧奨を実施。 [中・小規模事業所] 外部委託による電話勧奨を実施。同意書の取得及び結果データ提供依頼を実施。 ・健診結果データの早期提供促進事業として健診機関とインセンティブ契約を締結。令和4年度は17,914件の早期提供データ取得。 ・生活習慣病予防健診の実施数の多い19健診機関へ7月から9月に勧奨文書を発送し、支部職員による電話勧奨を実施。	事業者健診データ取得件数 <参考> 34,182件 (令和5年2月末現在) 取得率5.7% 事業者健診の取得者数について、令和5年1月のシステム刷新後、集計に不備が発生しており、実際の取得数よりも低い数値が集計されている。	<令和5年度> データの取得促進に向け事業所規模別に関心事業所規模別に勧奨策を実施する。
	特定健診受診率を43%にする。 (被扶養者)	協会の特定健診を市町村のがん検診と合同による集団健診の実施規模を拡大や歯科健診等の付加価値を付けた集団健診を実施し、加入者の利便性を高める。 また、文書による受診勧奨を実施することにより、受診率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診の実施を推進する。 ・埼玉県全域において、歯科健診等の付加価値を付けた協会けんぽ主催の集団健診を実施し、受診を促進する。 ・新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が実施するがん検診と協会の特定健診を同時に受診可能な集団健診を11市町村と7月から3月にかけて実施。受診者数1,562人 ・1月から3月に県内全域で特定健診の集団健診を実施。併せて、全会場での特定保健指導と一部会場での歯科健診も実施。集団健診受診者数13,847人 ・新規加入被扶養者に対する受診勧奨DMを実施。 	特定健診受診件数 21,514件 (令和4年12月末現在) 受診率14.8%	<令和5年度> 自治体と連携し、協会加入者の特定健診、がん検診の同時受診が可能な集団健診の実施を推進する。また、歯科健診等の付加価値を付けた集団健診を実施する。

下位目標実施状況

事業名	下位目標 (アウトカム評価) 令和4年度	概要	具体策の主な実施状況	実施件数 ※令和4年3月末	アウトカム	実施予定の施策
特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導実施率を35%にする。	<p>【被保険者に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導のスキルアップを図り実施率を向上させる。 健診当日に保健指導を実施し、初回面談の実施率を確保できる医療機関との契約を図る。 保健指導専門機関については、管理を徹底し活用を図る。 支部の保健指導者による健康宣言事業所の特定保健指導を拡大する。 <p>【被扶養者に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団健診当日に初回面談を実施し、実施率向上を図る。 国保と合同健診では保健指導も共同して実施する。 WEB面談、支部窓口等を活用した保健指導を企画することで実施率の向上を図る。 	<p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、重症化予防・健康教育を含めて保健指導者のスキルを向上させる。 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、定期的なヒアリングにより実施者数増加を図る。 特定保健指導専門機関等による情報通信技術(ICT)を活用した保健指導を推進する。 特定保健指導対象者数の多い事業所や健康宣言事業所への保健指導を促進する。 特定保健指導非対象者への情報提供として、健康宣言事業所加入者へ文書支援、35歳健康相談を実施し、生活習慣改善の意識付けを行う。 健康宣言事業所を中心に禁煙指導(サポート)を行う。 <p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。 対象者の利便性向上を図るため、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。 	<p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> スキルアップを目的とし、支部内研修会とミーティングを開催。 重点スキルアップのテーマとして、未治療者や糖尿病の重症化予防及び事業所の健康づくり支援とした。 新規契約拡大のため、生活習慣病予防健診機関であって、特定保健指導未契約の機関から専門職の体制等のヒアリングや事例紹介を行った。 特定保健指導専門機関と毎月定例会を開催し、進捗管理を実施。初回面談拡大に向け、専門機関と連携した。 特定保健指導拡大のため、電話や訪問による勧奨を実施。 健康宣言事業所加入者のうち、健診結果から生活習慣病関連結果が基準値を超過している者へ文書支援を実施。 健康宣言事業所を中心に禁煙対策として禁煙チャレンジを実施。 <p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月から3月にかけて実施した集団健診会場で同日に、特定保健指導を実施。令和4年度実施者数 963人 市町村ががん検診と協会けんぽ特定健診を合同で実施する10市町村で特定保健指導を実施。実施者数:100人 Web会議システムを活用した非接触型の特定保健指導を案内。 	<p>【被保険者】</p> <p>特定保健指導実施件数4,449件 (令和5年2月末現在) 実施率5.4%</p> <p>【被扶養者】</p> <p>特定保健指導実施件数605件 (令和5年2月末現在) 実施率14.4%</p>	<p><令和5年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、重症化予防・健康教育を含めて保健指導者のスキルを向上させる。 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、定期的なヒアリングにより実施者数増加を図る。 特定保健指導専門機関等による情報通信技術(ICT)を活用した保健指導を推進する。 自治体等や関係団体等と連携した特定保健指導の推進を図る。

下位目標実施状況

事業名	下位目標 (アウトカム 評価) 令和4年度	概要	具体策の主な実施状況	実施件数 ※令和4年6月末	アウトカム	実施予定の施策
糖尿病・高血圧等の重症化予防対策の推進	糖尿病性腎症重症化予防プログラム参加者を人工透析に移行させない。	糖尿病性腎症Ⅱ期～Ⅳ期で治療中の者に、埼玉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿った生活指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。また、経営者の理解を求め、プログラムに参加しやすい職場環境づくりをサポートする。 ・医療関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する 大学等と共同研究した事業企画 ・効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。(下、糖尿病や高血圧の高リスク者で未治療者等への受診勧奨と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書による参加勧奨を実施。また、かかりつけ医に対象者を推薦していただく「他薦方式」を実施。 ・東京大学 大学院医学系研究科 医療経済政策学講座と共同し、重症化予防事業に関する事業立案、具体的な介入方法、評価方法の検討を行う。 	申込者数116人 医師指示書受領し指導開始者数:70件 (令和5年3月末現在)	<令和5年度> ・かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。 ・効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。
	受療勧奨対象者の受療勧奨後3か月以内の受療率を20%にする。	糖尿病や高血圧の高リスク者で未治療者等に対して支部において文書および電話による受診勧奨を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者及び治療中断者への文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。 ・事業者健診結果に基づく未治療者への治療勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する文書・電話による勧奨を実施。 	受診勧奨 文書勧奨: 4,690人 電話勧奨: 2,823人 (令和5年3月末現在)	<令和5年度> ・未治療者(事業者健診含む)へ文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。
	生活習慣病予防健診受診者における二次勧奨該当割合を1.4%にする。	生活習慣病予防健診受診者における未治療者に対して健診機関から受診勧奨を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対して健診機関からの0次勧奨を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診機関からの文書・面談等による0次勧奨を実施。 	勧奨健診機関: 48件 面談: 263人 電話: 84人 文書: 1,117人 (令和5年3月末現在)	<令和5年度> ・未治療者に対して健診機関からの0次勧奨を実施する。
健康経営(コラボヘルス)の推進	健康優良企業認定件数500社にする。	健康経営の普及促進を図るとともに、健康宣言のサポートメニューの充実と周知を図り、健康宣言企業および健康優良企業を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主と連携した職場における健康づくり(コラボヘルス)の推進にあたっては、健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者とも連携した効果的な活動を実施する ・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市・関係団体等と連携し、健康経営埼玉推進協議会主催で健康経営情報交換会を実施する。 ・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者への健康づくり意識の醸成を図る。 ・健康経営が加入者の健康増進に有効であるか効果測定を実施する。効果測定を元に加入者の健康増進のための取組みの改善を図ることにより企業の生産性の向上につなげる。 	[健康経営埼玉推進協議会・関係団体等との連携] ・9月21日 令和4年度第2回健康経営埼玉推進協議会を開催。 [健康宣言の普及促進及び健康宣言事業所に対するフォローアップ] ・健康宣言企業へのフォローアップ訪問 ・「健康経営サポートカルテ」を送付。 ・健康宣言事業所16社の取組を掲載した健康経営取組事例集を作成。 [健康経営の効果測定] ・東京大学大学院医学系研究科医療経済政策学講座と健康経営の効果についての共同分析を開始。	健康優良企業認定数 STEP I 499社 STEP II 100社 (令和5年3月末現在)	<令和5年度> ・健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者と連携し、効果的な健康経営の普及促進を図る。 ・健康優良企業の認定、健康経営の好事例の紹介等、健康宣言事業所へのサポートの充実を図る。 ・健康経営が加入者の健康増進に有効であるか効果測定を実施する。